

令和 7 年度介護保険事業者説明会（集団指導）
福祉用具貸与・特定福祉用具販売

群馬県監査指導課 監査指導第二係

研修のテーマ

I 運営指導の重点

II 事例編

I 運営指導の重点

重点事項

1 人員基準を満たしているか。

特に、人員基準欠如となった場合、適切な対応をとっているか。

2 福祉用具サービス計画の作成に当たって、一連のプロセスを適切に踏んでいるか。

また、当該福祉用具サービス計画に基づき、具体的なサービスの記録が作成されているか。

※福祉用具サービス計画とは、「(介護予防)福祉用具貸与計画」、「特定(介護予防)福祉用具販売計画」を総称したものです。

3 福祉用具の請求が適切に行われているか。

Ⅱ 事例編

人員基準に係る事例

勤務体制の確保等

(貸与:赤本p.383 基準条例第88号第263条で準用する第108条第1項)

(販売:赤本p.406 基準条例第88号第276条で準用する第108条第1項)

- 指定福祉用具貸与(販売)事業者は、指定福祉用具貸与(販売)事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかねばなりません。

【誤りの事例】

勤務表の未作成や勤務表を4週で作成しているなど不適切な事例がありました。

【留意点】

勤務表は、以下の点に留意して作成する必要があります。

- ① 月ごと(月初～月末まで)の勤務表を作成する。
- ② 福祉用具専門相談員の日々の勤務時間を明確にする。
- ③ 常勤、非常勤を区別する。
- ④ 管理者との兼務関係を明確にする。

福祉用具専門相談員の人員基準不足

貸与：(赤本p.372-373) (基準条例第88号第250条)

販売：(赤本p.397-398) (基準条例第88号第267条)

- 福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で**2以上**でなければなりません。

【誤りの事例】

1人体制で運営し、人員基準を満たしていない事例がありました。人員基準欠如となった場合、**保健福祉事務所**又は**介護高齢課**に相談してください。相談せずに長期間人員基準不足となった場合や指導に従わなかった場合は、**報酬返還となる可能性があります**ので、御留意ください。

【留意点】

同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売を運営している場合でも、**一体的に運営**されていれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2以上をもって足りるものとなります。

運営基準に係る事例

掲示

(貸与:赤本p.388 基準条例第88号第261条)

(販売:赤本p.411 基準条例第88号第276条で準用する第261条)

- 事業者は利用申込者に対し、運営規程の概要等の重要事項を事業所の見やすい場所に「掲示」しなければなりません。
- 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなりません。

(※令和7年4月1日より適用)

【誤りの事例】

重要事項が掲示されていない。又は、掲示はされているものの、掲示しなければならない項目に漏れがある。(掲示内容が古いものとなっている。)

【留意点】

「掲示」に代えて、重要事項を記載したファイル等を利用申込者、利用者及びその家族等が自由に閲覧できる形で事業所に備え付けることもできます。

内容及び手続の説明及び同意

(貸与:赤本p.374 基準条例第88号第265条で準用する第9条第1項)

(販売:赤本p.399 基準条例第88号第276条で準用する第9条第1項)

- 指定福祉用具貸与(販売)事業者は、指定福祉用具貸与(販売)の提供の開始に際し、あらかじめ、**利用申込者又はその家族**に対し、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項(**重要事項説明書**)について、文書を**交付**して**説明**を行わなければなりません。また、当該事業所から指定福祉用具貸与(販売)の提供を受けることについて、**利用申込者の同意**を得なければなりません。

※重要事項説明書には、以下の必要な事項を記載する必要があります。

- ① 運営規程の概要
- ② 福祉用具専門相談員の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制
- ⑤ その他利用申込者がサービスを選択するために必要な事項

サービスの提供の記録

貸与: (赤本p.377) (基準条例第88号第265条で準用する第20条第1項)

販売: (赤本p.401-402) (基準条例第88号第270条)

- 指定(特定)福祉用具貸与(販売)事業者は、指定(特定)福祉用具貸与(販売)を提供した際には、貸与(販売)の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。

【誤りの事例】

しかしながら、提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例がありました。

【留意点】

サービス提供の記録は、介護報酬の請求の根拠となるため、適切に記録するとともに、その記録は5年間保存する必要があります。

業務継続に向けた取組の強化（1／2）

貸与：（赤本p.384-385）（基準条例第88号第263条により準用する第32条）

販売：（赤本p.407-409）（基準条例第88号第276条により準用する第32条）

【着眼点】

① 業務継続計画を策定しているか。

また、計画について、福祉用具専門相談員に周知しているか。

■策定する計画：感染症に係る業務継続計画、災害に係る業務継続計画

※記載内容は、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を御参照ください。

※感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算が（所定単位数の100分の1に相当する単位数）適用されます。

※減算は、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用されます。

（令和6年度介護報酬の改定に関するQ&A（vol.1）問164～166）

業務継続に向けた取組の強化（2／2）

【着眼点】

② 研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施しているか。

（新規採用時には別に研修を実施することが望ましい）

※研修及び訓練の実施内容を記録してください。

③ 定期的に業務継続計画を見直しているか。

※ 厚生労働省ホームページの「業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」というページを御参照ください。

【誤りの事例】

- ・研修の資料はあるが、実施の記録がなかった。
- ・研修と訓練を同日に実施したが、研修の記録のみで訓練の記録がなかった。

福祉用具の保管、消毒

(貸与:赤本p.385-386 基準条例第88号第260条第2項)

- 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した**標準作業書**を作成し、これに従い、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに**消毒しなければなりません**。
- また、すでに消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを**区分して保管**しなければなりません。

【誤りの事例】

- ① 標準作業書を作成していない。
- ② 消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していない。

福祉用具の保管又は消毒の委託

(貸与:赤本p.386 基準条例第88号第260条第3項及び第4項)

- 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録しなければなりません。

【誤りの事例】

- ① 委託契約書において、業務の実施状況を定期的に確認する旨を規定しているにもかかわらず、確認を全くしていない。
- ② 契約当初は確認していたが、現在は確認していない。

【留意点】

委託契約に則り、受託者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録する必要があります。

衛生管理等「感染症対策」

貸与：(赤本p.385-388) (基準条例第88号第260条第6項)

販売：(赤本p.409-411) (基準条例第88号第276条により準用する第33条)

【着眼点】

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催し、その結果について福祉用具専門相談員に周知徹底を図っているか。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施しているか。

(新規採用時には感染症対策研修を実施することが望ましい)

※委員会や研修及び訓練の実施内容については記録してください。

※記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を御参照ください。

【誤りの事例】

- ・委員会の結果について、一部の従業者のみに周知しただけで、全員に周知していなかった。
- ・委員会を開催すれば、研修や訓練は不要と考えていた。

掲示及び目録の備え付け

(貸与:赤本p.388 基準条例第88号第261条)

(販売:赤本p.411 基準条例第88号第276条で準用する第261条)

- 指定(特定)福祉用具貸与(販売)事業者は、事業所の見やすい場所に、**運営規程の概要**、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項**を掲示、または**自由に閲覧できるように備え付けていなければなりません。**
- 【誤りの事例】

掲示や備え付けのない事例がありました。

【留意点】

以下の必要事項が記載された目録等を備え付けなければなりません。

(貸与) 取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項

(販売) 取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項

秘密保持等①

(貸与:赤本p.388-389 基準条例第88号第263条で準用する第35条第1項及び第2項)
(販売:赤本p.411 基準条例第88号第276条で準用する第35条第1項及び第2項)

- 指定福祉用具貸与(販売)事業所の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。
- また、指定福祉用具貸与(販売)事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

【誤りの事例】

秘密保持について、取り決めが行われていない事例がありました。

【留意点】

従業者の在職中及び退職後における、利用者及びその家族の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従業者間の雇用契約、労働条件通知書、契約書等で取り決めを行う必要があります。

秘密保持等②

(貸与:赤本p.388-389 基準条例第88号第263条で準用する第35条第3項)
(販売:赤本p.411 基準条例第88号第276条で準用する第35条第3項)

- 指定福祉用具貸与(販売)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、**利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を**、あらかじめ文書により得ておかなければなりません。

【誤りの事例】

- ① 個人情報利用の同意書において、**利用者からのみ同意**を得ていた。
- ② 同意書の文言が家族の個人情報の使用について触れておらず、**家族から同意を得ていない**。

【留意点】

家族の個人情報を使用する可能性もあるため、個人情報利用の同意書は、家族から署名を得る様式にしておく必要があります。

虐待防止の取組（１／２）

貸与：（赤本p.391-393）（基準条例第88号第263条により準用する第40条の2）

販売：（赤本p.414-416）（基準条例第88号第276条により準用する第40条の2）

【着眼点】

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図っているか。
- ② 虐待の防止のための指針を整備しているか。必要な項目は盛り込むまれているか。
- ③ 虐待の防止のための研修を年１回以上と、新規採用時にも実施しているか。
研修の実施内容については記録してください。
- ④ ①から③までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。

※虐待の発生又はその再発を防止するための措置（上記①～④）が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算（所定単位数の100分の1）が適用されます。

虐待防止の取組（2／2）

貸与：（赤本p.391-393）（基準条例第88号第263条により準用する第40条の2）

販売：（赤本p.414-416）（基準条例第88号第276条により準用する第40条の2）

【留意点】

平成18年より施行された高齢者虐待防止法において「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置」（研修の実施、苦情処理体制の整備等）についても定められておりますので御注意ください。

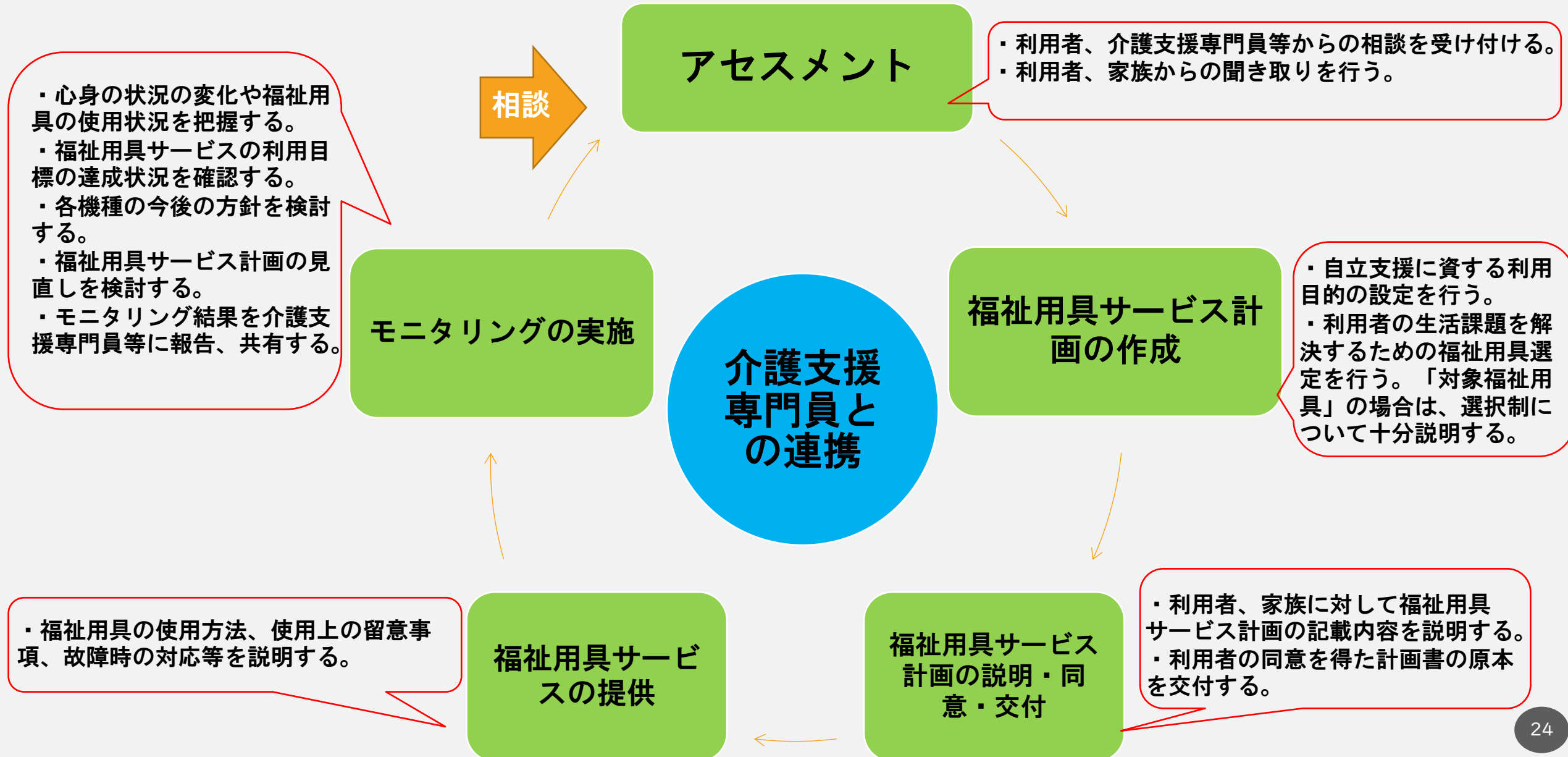
虐待防止法に係る措置がとられておらず、虐待が起きた場合には、行政処分になることもあります。

【誤りの事例】

- ・ ②の指針について、盛り込むべき項目に不足があった。
- ・ 新規採用職員に研修を実施していなかった。

福祉用具サービス計画に係る事例

福祉用具サービス計画に係る一連のプロセス



指定（特定）福祉用具（販売）の具体的取扱方針 Ⅰ／Ⅳ （一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入①）

貸与：（赤本p.379）（基準条例第88号第255条第2項）

販売：（赤本p.403）（基準条例第88号第273条第2項）

- **対象福祉用具**について、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、利用者等に対し、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、メリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければなりません。

（対象福祉用具）

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、
多点杖

指定（特定）福祉用具（販売）の具体的取扱方針 2／4 （一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入②）

貸与：（赤本p.379）（基準条例第88号第255条第2項）

販売：（赤本p.403）（基準条例第88号第273条第2項）

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.5）（令和6年4月30日）

- 貸与・販売の選択に際して、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案をしてください。
- 選択制の検討・提案に当たって、医学的所見の聴取方法や様式に特段の定めはありません。
- 販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要があります。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えません。

指定（特定）福祉用具（販売）の具体的取扱方針 3／4 （一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入③）

貸与：（赤本p.379）（基準条例第88号第256条第5項）

販売：（赤本p.403）（基準条例第88号第274条第5項）

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.5）（令和6年4月30日）

- 選択制の対象福祉用具の貸与に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行ってください。
- 選択制の対象福祉用具の販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認してください。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めてください。

指定（特定）福祉用具（販売）の具体的取扱方針4／4

貸与：（赤本p.380）（基準条例第88号第255条第8項）

販売：（赤本p.404）（基準条例第88号第273条第8項）

- 居宅サービス計画に指定（特定）福祉用具貸与（販売）が位置づけられる場合、介護支援専門員が、当該計画に指定（特定）福祉用具貸与（販売）が必要な理由を記載する必要があるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供等を行う必要があります。
- サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、その記録を残してください。

福祉用具サービス計画の作成等 Ⅰ/Ⅳ

貸与：(赤本p.381-382) (基準条例第88号第256条)

販売：(赤本p.404-405) (基準条例第88号第274条)

- 福祉具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、指定(特定)福祉用具貸与(販売)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。また、当該計画を利用者に交付しなければなりません。

【留意事項】

- 福祉用具貸与計画については、計画にモニタリングの実施時期を記載しなければなりません。

福祉用具サービス計画の作成等 2/4

貸与: (赤本p.381-382) (基準条例第88号第256条)

販売: (赤本p.404-405) (基準条例第88号第274条)

- 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて当該計画の変更を行わなければなりません。

【留意事項】

- 対象福祉用具の場合は、利用開始から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討しなければならない。
 - 対象福祉用具以外の福祉用具の場合のモニタリングの実施時期は、利用者の状況により検討する必要がある。
-
- 対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行わなければなりません。

福祉用具サービス計画の作成等 3/4

貸与：(赤本p.381-382) (基準条例第88号第256条)

販売：(赤本p.404-405) (基準条例第88号第274条)

【誤りの事例】

- ① 福祉用具サービス計画を作成していない。
- ② 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の利用がある場合に、計画を一体のものとして作成していない。
- ③ 居宅サービス計画の内容に沿って福祉用具サービス計画を作成していない。
- ④ 作成した福祉用具サービス計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明しておらず、利用者の同意を得ていない。交付もしていない。
- ⑤ 作成した福祉用具貸与計画を介護支援専門員に交付していない。
- ⑥ 実施状況の把握（モニタリング）を行っていない。
- ⑦ サービス内容に変更（用具の追加、削除、変更等）が生じた場合に、計画を変更していない。

福祉用具サービス計画の作成等 4/4

貸与：(赤本p.381-382) (基準条例第88号第256条)

販売：(赤本p.404-405) (基準条例第88号第274条)

【留意点】

指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売の利用がある場合には、計画は一体のものとして作成しなければなりません。

福祉用具貸与計画については、利用者だけでなく、当該利用者に係る**介護支援専門員に交付しなければなりません。**

また、介護支援専門員に交付したことがわかるように記録を残してください。

福祉用具サービス計画が確認できない場合、報酬返還となる場合があります。

【好事例】

特定福祉用具販売計画に「確認時期」の項目を追加して、確認漏れの予防に取り組んでいる。

居宅介護支援事業者等との連携

貸与：(赤本p.376) (基準条例第88号第265条で準用する第15条第1項)

販売：(赤本p.401) (基準条例第88号第276条で準用する第15条第1項)

- 指定(特定)福祉用具貸与(販売)事業者は、指定(特定)福祉用具貸与(販売)を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

【誤りの事例】

しかしながら、**居宅サービス計画、福祉用具サービス計画、実際に提供するサービスの内容が一致していない事例がありました。**

【留意点】

居宅サービス計画と異なるサービスの提供(種目・品目の追加等)を行う場合や、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者に連絡その他必要な援助を行う必要があります。

介護報酬に係る事例

福祉用具の不適切な使用による請求

貸与：（赤本p.372、381）（基準条例第88号第249条、第256条第5項及び第6項）

- 福祉用具は居宅において使用しなければなりません。

【誤りの事例】

- ① 居宅へ戻ることなく、短期入所生活介護を長期間利用している利用者に対して、車いすやベッド等の福祉用具を貸与していた。
 - ② 貸与を受けた入浴補助用具を、自宅ではなくデイサービスセンターに置き、デイサービスセンターの入浴時のみ使用していた。
- ①、②ともに、指定福祉用具貸与事業者は、使用状況を確認せず、介護報酬を請求していました。

【留意点】

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与後、定期的に利用者宅を訪問し、用具の点検・使用状況を確認するとともに、その記録をサービス提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告する必要があります。

要介護度Ⅰの者等に係る福祉用具貸与 Ⅰ / 5

貸与：(青本p.530-533、535-540) (厚生省告示別表ⅠⅠ注6、老企第36号第2の9(4))

要介護度Ⅰである者に対して、その状態像から見て使用が想定しにくい下記の福祉用具(※Ⅰ)に係る指定福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は原則算定できません。

また、要介護度Ⅰ、要介護度Ⅱ又は要介護度Ⅲである者に対して、「自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)」に係る指定福祉用具貸与を行った場合も、福祉用具貸与費は原則算定できません。

※Ⅰ 「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト」

要介護度Ⅰの者等に係る福祉用具貸与 2/5

貸与：（青本p.530-533、535-540）（厚生省告示別表Ⅱ注6、老企第36号第2の9(4)）

なお、例外として、厚生労働大臣が定める者（利用者告示第31号のイ、以下本事例において「告示」という。）で定める状態像に該当する者において、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目については、算定可能であり、その判断については次のとおりです。

(1)基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断する。

ただし、次表アの(2)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(3)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断する。

要介護度Ⅰの者等に係る福祉用具貸与 3/5

貸与：（青本p.530-533、535-540）（厚生省告示別表Ⅱ注6、老企第36号第2の9(4)）

(2) 次のA～Cに該当する旨が医師の医学的な所見により判断され、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合は、市町村が書面等確実な方法により確認することでその要否を判断できる。

A 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日や時間帯によって頻繁に告示に該当する者

（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

B 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに告示に該当することが確実に見込まれる者

（例 がん末期の急速な状態悪化）

C 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示に該当すると判断できる者

（例 喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全等）

要介護度Ⅰの者等に係る福祉用具貸与 4/5

表

貸与：(青本p.530-533、535-540) (厚生省告示別表ⅠⅠ注4、老企第36号第2の9(2))

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起きあがり困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要しない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他社に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨の記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分除く)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 以上が一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

要介護度Ⅰの者等に係る福祉用具貸与 5/5

貸与：（青本p.530-533、535-540）（厚生省告示別表Ⅱ注6、老企第36号第2の9(4)）

(1)の給付の算定にあたっては、居宅介護支援事業者から認定調査表について必要な部分の写し(※)の内容が確認できる文書を入手し、サービス記録と併せて保存しなければなりません。

※実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分。

【誤りの事例】

調査票の写しの内容が確認できる文書又は主治医の意見など必要な情報の提供がなくても算定できると誤解し、請求していた事例がありました。

資料は以上となりますが、基準条例等をよく確認し、
今後も適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

※1 群馬県では「**自主点検表**」を作成し県ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

(県HPトップページで「自主点検表」で検索すると「居宅サービス自主点検表」が出てきます)

※2 **令和6年度介護報酬改定**については、以下より御確認ください。

(県HPトップページ > 組織からさがす > 健康福祉部 > 介護高齢課 > 令和6年度介護報酬改定について)

お忙しい中、
説明会に御参加いただき、
誠にありがとうございました。